七	番号利用法第十七条第七項若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）第十五条第三項若しくは第四項の規定により返納される個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）の受領、番号利用法施行令第十五条第二項（個人番号カード等省令第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による書面の受領、番号利用法施行令第十七条の規定による廃棄又は個人番号カード等省令第三十二条第一項の規定による表示及び還付
八	［略］
九	番号利用法施行令第三条第五項若しくは第四条第二項の規定による求め、番号利用法施行令第十三条第四項の規定による求め又は番号利用法施行令第十六条第一項若しくは第二項の規定による命令
十	［略］
［削る］	
十一～十六	［略］
［削る］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十一	番号利用法第十七条第七項若しくは番号利用法施行令第十五条第三項若しくは第四項の規定により返納される個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）の受領、番号利用法施行令第十五条第二項（個人番号カード等省令第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による書面の受領、番号利用法施行令第十七条の規定による廃棄又は個人番号カード等省令第三十二条第一項の規定による表示及び還付
十二	［同上］
十三	番号利用法施行令第三条第五項若しくは第四条第二項の規定による求め、番号利用法施行令第六条第一項若しくは第二項の規定による命令、番号利用法施行令第十三条第四項の規定による求め又は番号利用法施行令第十六条第一項若しくは第二項の規定による命令
十四	［同上］
十五	個人番号カード等省令第十一条第一項の規定による求めの受理若しくはその求めに係る事実についての審査、同条第二項の規定により返納される通知カード若しくは個人番号カードの受領、同条第三項の規定による再交付又は同条第五項の規定により返納される通知カード若しくは個人番号カード及び書面の受領
十六	個人番号カード等省令第十五条の二の規定による提供
十七～二十二	［同上］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　通知カード所持者（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。以下この項において「改正法」という。）附則第六条第一項に規定する通知カード所持者をいう。）に係る通知カード（改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項に規定する通知カードをいう。）についてのこの省令による改正前の地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令第十八条（第五号、第六号及び第十三号に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

○総務省令第五十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第四項の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十五日

総務大臣　高市　早苗

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本人確認情報を利用することができる事務）	（本人確認情報を利用することができる事務）
第二十一条の二　法第三十条の十五第四項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。	**第二十一条の二**　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項第四号、第五号及び第七号に規定する事務	二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項第四号、第五号及び第七号に規定する事務
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。